第２号議案

「事務局長」の任命について

これまで伊藤章前専務理事が事務局長を兼務していたため、役員の改選に伴い、改めて事務局長の任命を行う必要があります。

事務局長は、理事長が理事会の承認を受けて任命することとなります(当協会定款第58条第３項)。

つきましては、引き続き伊藤章理事を事務局長に任命することについて、ご審議をお願いいたします。

以上

【ご参考】
《定款》（抜粋）
第58条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を受けて任免する。